

社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険の円滑な実施のための特別対策として実施する低所得者に係る介護保険サービスの利用者負担額の軽減制度のうち、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日老発第474号）別添2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱に基づく事業（以下単に「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 事業は、要介護被保険者のうち生計困難と認められる者及び生活保護受給者（以下「軽減対象者」という）が、あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を本市に申し出た社会福祉法人等（以下「軽減法人等」という。）が提供する軽減の対象となる介護保険サービス（以下「対象サービス」とする。）を利用する場合において、軽減法人等が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減し、及び軽減法人等に対する公費負担金を支出するために必要な事項を定めるものとする。

(軽減の対象となる費用)

第2条 軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（短期利用も含む）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（短期利用も含む）、介護福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用も含む）及び第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）の介護報酬に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。ただし、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ軽減対象とする。

2 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（短期利用も含む）、看護小規模多機能型居宅介護（短期利用も含む）、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用も含む）の介護報酬に対する利用者負担額については、区分支給限度基準額を超えないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、釧路市訪問介護利用者負担額減額実施要綱第4条の軽減を受けている訪問介護、介護予防訪問介護及び夜間対応型訪問介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）について

は、対象サービスとしない。

4 旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減の対象としないが、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。

5 釧路市介護保険施行等に関する規則第20条第2項に基づき特定入所者の負担限度額に係る認定結果が非該当である者は、第1項の規定にかかわらず、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額は軽減対象としない。

(軽減の対象者)

第3条 軽減対象者は、市民税世帯非課税者であって、次の第1号から第5号までの各号を全て満たす者、及び生活保護受給者とする。

(1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

(2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

(3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

(4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと

(5) 介護保険料を滞納していないこと

(軽減の割合等)

第4条 軽減の割合は、利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）とする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担額の全額とする。

2 軽減する額は、利用者負担額に前項に規定する軽減の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(軽減の申請)

第5条 利用者負担の軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書に、必要な書類等を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、市長が特に必要と認めるときは、前項に規定する以外の書類の提出を求め、又は同項の書類の提出を省略することができる。

(軽減の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査のうえ軽減の対象の可否を決定し、その結果を社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書により申請

者に通知するものとする。

(確認証の交付等)

第7条 市長は、前条の規定により軽減対象者と決定したときは、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（以下「確認証」という。）を交付するものとする。

2 確認証の有効期間は、申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、4月1日から7月31日までに申請があったものについては、当該年度の7月31日までとする。

(軽減の方法等)

第8条 前条の規定により確認証を交付された軽減対象者は、軽減法人等から対象サービスを受ける際に、当該軽減法人等に確認証を提示しなければならない。

2 確認証の提示を受けた軽減法人等は、対象サービスの利用者負担を軽減するものとする。

(軽減の取消し等)

第9条 市長は、軽減対象者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、社会福祉法人等利用者負担軽減対象の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 転出したとき。

2 前項の規定により、軽減対象の決定を取り消された軽減対象者は、既に交付された確認証を市長に返還しなければならない。

(軽減法人等に対する公費負担)

第10条 市長は、軽減法人等がこの要綱に基づき軽減対象者に対象サービスに係る利用者負担の軽減を行った場合は、この要綱に定めるところにより、当該軽減法人等に対し軽減に要した費用の一部を負担するものとする。

(負担基準)

第11条 前項の規定により市が負担する額は、社会福祉法人等が利用者負担額を軽減した総額から、当該法人等の本来受領すべき利用者負担収入額（軽減対象となるものに限る。以下この条において同じ。）に100分の1を乗じて得た額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額以下で、市長が決定する。ただし、地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設における施設サービスについては、軽減した総額が本来受領すべき利用者負担収入額の100分の10を超えるときは、その超える額の全額とする。

(公費負担金の申請)

第12条 負担金を受けようとする軽減法人等は、公費負担金支出申請書により、市長に申請しなければならない。

(公費負担金の支払決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、公費負担することが適当であると認めるときは、公費負担金の交付を決定し、軽減法人等に通知するものとする。

(報告、調査)

第14条 市長は、事業の適正かつ効果的執行を期するため、特に必要があると認めるときは、前条の規定により通知をした軽減法人等に対し、事業の実施状況を調査し、その実施状況に関して報告を求め、又は必要に応じて関係書類を調査することができる。

(公費負担金の特例)

第15条 市長は、第13条の規定により公費負担金の支出決定を受けた軽減法人等が、次の各号のいずれかに該当するときは、公費負担金の決定を取り消し、若しくは公費負担額を減じ、又は既に支出した公費負担金の返還を命ずることができる。

- (1) 公費負担金の条件に違反したとき。
- (2) 不正行為があったとき。
- (3) その他市長が公費負担することを不相当と認めるとき。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る実施要綱、阿寒町社会福祉法人等による利用者負担額の減免措置に係る実施要綱及び音別町社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る実施要綱の規定によりなされた処分については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(特例措置)

- 2 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間、第4条第1項中「4分の1」とあるのは、「28%」と、「2分の1」とあるのは、「53%」と読み替えることとする。
ただし、第2条第1項の対象費用のうち、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利

利用者負担額については、当該特例措置は適用しないこととする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

(特例措置)

2 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者については、第4条第1項の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 平成26年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者については、第4条第1項の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 平成27年3月31日までに第7条に基づき交付した確認証については、確認証中に記載のある有効期限の「平成27年6月30日」とあるのは、「平成27年7月31日」と読み替えることとする。

3 平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者については、第4条第1項の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

4 平成27年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第10条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は第2条から第9条のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。